

議案第10号関連資料
明石市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例について

1 改正の目的

消費税増税に伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

(1) 税率表記の廃止

市場内の取引の中で軽減税率対象商品と対象外商品が混在していること、今後想定される消費税率の変更に条例改正をせずに対応できるようにするため、条文中に消費税率の記載を廃止する。

(2) 使用料表の金額を内税表記から外税表記に変更

今後想定される消費税率の変更に条例改正をすることなく対応できるようにするため、使用料表の金額を内税表記から外税表記に変更する。

別表第4（第66条関係）

種別	金額	金額	備考
	改正	現行	
卸売業者市場使用料	卸売金額の1,000分の3.5及び卸売場の面積1平方メートル 1月につき <u>382円</u>	卸売金額の1,000分の3.5及び卸売場の面積1平方メートル 1月につき <u>412円</u>	
仲卸業者市場使用料	第47条第2項の許可又は承認を受けて買い入れた生鮮食料品等の <u>売上金額から消費税相当額を控除した額</u> の1,000分の3.5及び仲卸売場の面積1平方メートル 1月につき <u>1,360円</u>	第47条第2項の許可又は承認を受けて買い入れた生鮮食料品等の <u>売上金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）</u> の1,000分の3.5及び仲卸売場の面積1平方メートル 1月につき <u>1,468円</u>	
関連事業者売場使用料	1平方メートル1月につき <u>2,000円</u>	1平方メートル1月につき <u>2,160円</u>	
事務所使用料	1平方メートル1月につき <u>1,750円</u>	1平方メートル1月につき <u>1,889円</u>	
会議室使用料	1室 1日につき <u>2,400円</u>	1室 1日につき <u>2,592円</u>	
看板設置場所使用料	1平方メートル1月につき <u>399円</u>	1平方メートル1月につき <u>430円</u>	
(略)			

3 施行期日

令和元年10月1日